

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格喪失日は、昭和20年7月1日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、70円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月6日から21年7月1日まで

昭和20年3月にA事業所のB丸に機関員として乗船していたところ、同年4月ごろ米軍の攻撃を受け1週間ほどドック入りした後、D航路に就航した。その後はE方面の航路に就航し、21年6月ごろにF港に停泊した際に下船し、10日間程経てから次の事業所に就職した記憶がはっきりとある。B丸に乗船していた期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生労働省社会・援護局に保管されている資料「第一船舶輸送司令部輸送船B丸功績列次名簿」及び申立人の当時の同僚の証言から、申立人が昭和20年3月27日から同年6月30日までB丸に機関員として乗船していたことが確認できる。

また、B丸に係る船員保険被保険者名簿には、申立人の船員保険被保険者資格の喪失年月日は、昭和20年4月6日と記録されているが、船舶運営会が保管する船員保険被保険者台帳には、申立人が20年3月27日にB丸の船員保険被保険者資格を取得したことが確認できるものの、同台帳には申立人が同資格を喪失した日が記録されていない。

さらに、B丸の船員保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格の喪失日であると記録されている昭和20年4月6日は、同台帳においては、申立人に係る標準報酬月額が改定された日であることが確認でき、申立人が同年4月6日に船員保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難く、事業主は、申立人が20年7月1日に被保険者資格を喪失した旨の届

出を社会保険事務所に行ったと認めることが合理的である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の船員保険被保険者台帳における昭和20年4月の標準報酬月額に係る記録から70円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年7月1日から21年7月1日までの期間については、当時の同僚から聴取しても、申立人がA事業所のB丸に勤務していたことは憶えているが、勤務期間を特定できる証言を得ることはできなかった。

このほか、当該期間に係る船員保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として申立期間のうち、昭和20年7月1日から21年7月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和43年7月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月1日から同年12月1日まで

B事業所で3年間勤務した後、A事業所に昭和43年7月1日正規職員として就職し、C課で勤務した。A事業所から健康保険証も交付されたし、申立期間に係る在籍証明書ももらった。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された昭和43年7月1日付けの採用稟議書及び申立期間に係る在籍証明書により、申立人が申立期間において同事業所で勤務していたことが推認できる上、42年4月1日から平成21年9月まで同事業所に勤務する、申立人の当時の同僚は、「申立人が勤務した期間は半年ぐらいであったと思う。」と証言している。

また、A事業所の総務担当者は「当時は、正規職員として採用した社員全員を直ちに厚生年金保険に加入させていたはずであり、申立人に係る厚生年金保険料も給与から控除されていたと思う。」と証言している。

さらに、申立期間当時に厚生年金保険被保険者資格を取得した者及び申立人の当時の同僚のうち、連絡の取れた者全員から、「社会保険庁の記録と自分の厚生年金保険の加入期間は一致している。」との証言が得られた上、当時在職していた二人の同僚から、「申立期間当時、従業員全員が就職と同時に厚生年金保険に加入していた。」との証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、採用稟議書に記入された報酬月額により2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から8年3月までの期間及び9年12月から17年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年1月から8年3月まで  
② 平成9年12月から17年3月まで

申立期間①及び②については、当時居住していた市役所で保険料免除の申請を行った。私が申請手続きを行えないときには、父親が代わりに行っていたので、申立期間の保険料が免除となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料の免除申請手続は、年度ごとに行う必要があり、115 か月と長期にわたる申立期間に係る国民年金保険料の免除申請の手続は10回行う必要があるが、いずれの手続においても行政の記録管理に不備があったとは考え難い。

また、申立期間当時の申立人の住所はA市内及びB市内にあり、申立人は、B市在住時にも市役所で免除申請を行ったと申し立てているが、B市には申立人の国民年金被保険者名簿は存在しない上、社会保険庁のオンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿にも、申立人がA市からB市に転出した記録は無く、申立人はB市において国民年金の加入手続を行っておらず、B市において国民年金保険料の免除手続を行うことができなかつたものと推察される。

さらに、申立人の過年度保険料に係る納付書が平成9年6月に作成された記録が有り、申立期間①において保険料の未納があったことがわかる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料は無く、申立人及びその父親に聴取しても、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請の手続を行ったとする具体の供述が得られないなど、申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 632

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から平成元年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から平成元年 6 月まで

昭和 61 年ごろ市役所から、国民年金の加入を促す通知が何度か送付されてきたので、当時、自宅に出入りしていた銀行員を通じて国民年金の加入手続を行い、61 年 6 月からは口座振替により国民年金保険料を納付した。

また、申立期間のうち昭和 59 年 6 月から 61 年 5 月までの国民年金保険料については、国民年金の加入時の書類に、2 年分の保険料をさかのぼって納付できると説明書きがあったと記憶しており、市役所から振込用紙が送付され、郵便局で保険料を納付した記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年 8 月に払い出されており、申立人が居住していた市が保管する「資格取得・異動届書」から、申立人は同年 8 月 7 日に国民年金に加入したことが確認できるが、この時点では、申立期間の一部（昭和 59 年 6 月から 62 年 6 月まで）は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人名義の銀行口座から国民年金保険料が引き落とされている記録があることを理由に、昭和 61 年 6 月から平成元年 6 月までの国民年金保険料を口座振替により納付したと主張しているが、国民年金に加入する前の保険料を口座振替により納付することはできない上、申立人の夫に係る国民年金被保険者名簿に、同人が昭和 61 年度 1 期から申立人名義の銀行口座から口座振替により保険料を納付している記録があり、申立人が主張している口座振替の記録は申立人の夫に係るものと考えられ、申立人が口座振替により国民年金保険料の納付を開始したのは、申立人の口座から夫婦二人分の国民年金保険料の口座振替が開始された平成 3 年 11 月からであると推認される。

さらに、申立人は、平成3年8月28日に、申立期間直後の元年7月から2年3月までの国民年金保険料を過年度納付しており、昭和61年6月から口座振替で保険料を納付していたとする申立内容は不自然である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 633

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から 50 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 50 年 4 月まで  
20 歳になったところに母親が私の国民年金の加入手続を行い、駅の改札口のすぐ近くにあった市役所の出張所で、毎月、国民年金保険料を納付してくれた。  
領収書などの資料は無いが、母親は国民年金手帳に判を押してもらっていたと言っており、私も当時母親から「保険料を払っている」と聞いた記憶があるので、申立期間が国民年金に未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親は当時のことについて駅前の市役所出張所で保険料を納付したこと以外に具体的な記憶が無く、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が結婚した後の昭和 50 年 4 月に払い出され、申立人は同年 5 月 12 日に国民年金の被保険者資格（任意）を取得しているが、申立期間のうち、申立人の結婚後の 47 年 5 月から 50 年 4 月までは、申立人は国民年金の任意加入の対象者であり、さかのぼって被保険者資格を取得することはできなかった上、加入手続が行われた 50 年 5 月の時点では、申立期間の一部（昭和 43 年 3 月から 48 年 3 月まで）は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、母親が駅前にある市役所の出張所で国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているが、市は、「申立ての市役所出張所は駅前連絡所のことであるが、それが設置されたのは申立期間より後の昭和 55 年 11 月であり、同連絡所では国民年金保険料の収納を行っていなかった。」と

回答しており、申立期間の国民年金保険料を市役所出張所で納付したとする申立ては不自然である。

加えて、申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 634

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月から同年 6 月までの期間及び 46 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 2 月から同年 6 月まで  
② 昭和 46 年 3 月

申立期間は、それぞれ会社を退職した後の期間であり、自分で国民年金への切替え手続きを行い、保険料の納付金額は覚えていないものの、集金に来ていた婦人会の人に、家族の保険料と一緒に納付していたと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 4 月に払い出され、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間①の国民年金保険料は過年度保険料となり、納付組織による集金では納付することができなかつた上、申立人は申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無く、申立期間において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当時、申立人が居住する市では、国民年金の強制加入の対象者となる被保険者について、国民年金の加入に係る届出日を被保険者資格の取得日としていた状況がみられ、申立人は、昭和 46 年 4 月 8 日に被保険者資格を取得していることになっており、申立期間については国民年金に加入していない期間であり、保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことを推認できる申立人の母親の証言も得られないなど、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 635

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 5 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月から 47 年 3 月まで

申立期間当時、私は大学生で両親とは別の県に住んでいた。両親からは私が 20 歳になった時から国民年金保険料を掛けていると聞いていた。私の国民年金手帳の昭和 46 年度の右ページは、割印が押され、切り取られており、未納であれば切り取る必要がないと思うので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料が納付済みとされている申立人の母親の国民年金手帳には、昭和 46 年度国民年金印紙検認記録欄に検認印がある一方、申立人の国民年金手帳（昭和 46 年 11 月 9 日発行）の同年度の国民年金印紙検認記録欄には検認印が無いことが確認できる。

また、申立期間当時において、国民年金保険料を収納していた市町村は、旧国民年金法施行規則に基づき、年度ごとに国民年金手帳の検認記録欄と検認台紙とを照合し、保険料の納付の有無にかかわらず、切り取り線の上に契印を押し、検認台紙を手帳から切り離し、社会保険事務所に送付していたことから、申立人が主張する国民年金手帳の検認台紙が切り離されていることが保険料納付を示すものとはならない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、申立期間に係る保険料の納付方法、納付場所等を具体的に記憶しておらず、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 564

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 6 月から 53 年 2 月 20 日まで  
② 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 9 月 30 日まで

申立期間①については、昭和 52 年 6 月に A 事業所に採用され、B として勤務した。同事業所は、伯父が経営していたことから、採用と同時に厚生年金保険に加入していたと思っていたが、厚生年金保険被保険者資格の取得日が 53 年 2 月 21 日となっており、納得できない。

申立期間②については、昭和 55 年 10 月から親族の友人が経営している C 事業所に D として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の同僚の証言から、勤務期間を特定することはできないが、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の同僚から申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除等について具体的な証言が得られない上、申立てに係る事業所は、申立期間①当時の資料を保存しておらず、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、申立人の親族についても、申立期間①に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間①に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立期間①について、申立人の雇用保険の加入記録は無い。

2 申立期間②についても、申立てに係る事業所の事業主の証言から、勤務期間を特定することはできないが、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所は申立期間②において、厚生年金保険

の適用事業所ではない。

また、申立人の同僚から申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除等について具体的な証言が得られない上、申立てに係る事業所の事業主の親族は、「当事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和56年10月1日であり、事業主も同日から被保険者資格を取得していることから、申立人が適用事業所となる前に厚生年金保険被保険者として保険料が控除されているとは考えられない。」と回答している。

- 3 このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も無い。  
これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 3 月 21 日から同年 4 月 6 日まで

A事業所に平成 14 年 1 月 17 日から 18 年 4 月 6 日まで正規職員として勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格は 18 年 3 月 21 日に喪失したことになっており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した出勤簿及び賃金台帳から、申立人が申立期間について、申立てに係る事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記の賃金台帳から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。